

平成 26 年度新宿中央公園指定管理者の
管理運営業務に係る事業評価報告書

平成 27 年 7 月

新宿区

目 次

1	事業評価の目的	1
2	評価対象施設の概要	2
3	評価の概要	3
4	評価結果（委員会評価）	5

○ 参考資料（巻末）

- ①新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱
- ②平成 27 年度新宿中央公園指定管理者評価委員会開催実績
- ③平成 26 年度新宿中央公園指定管理業務実績概要

1 事業評価の目的

新宿中央公園は、新宿区の区立公園では最大の広さを持つ、都会のオアシスともいうべき公園です。かつて淀橋浄水場だった場所に、昭和 43 年に都立公園として開園し、昭和 50 年に東京都から新宿区に移管され、現在に至っています。

区では、新宿中央公園の管理運営について、平成 24 年度に公募により指定管理者を選定し、新宿中央公園パークアップ共同体を指定管理者に指定しました。指定管理者の指定期間は平成 25 年度から 27 年度の 3 年間とし、指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的な内容は、区と指定管理者が締結する基本協定書や、それに付随する業務仕様書、指定管理者から提出される事業計画書等で定めています。

区では、指定管理者が行った平成 26 年度の管理運営業務が、基本協定書や事業計画書に基づいて適正に実施されていたかどうかを検証するため、年度終了後に指定管理者の管理運営業務に係る事業評価を実施することとしています。

2 評価対象施設の概要

(1) 名称

新宿区立 新宿中央公園

(2) 所在地

新宿区西新宿二丁目11番

(3) 面積

88,065.95㎡

(4) 開設年月日

昭和43年4月1日

(5) 主な施設

区民の森、水の広場、芝生広場、スポーツコーナー、ポケットパーク、
公園管理事務所（管理ヤード）、ビオトープ、ジャブジャブ池、ちびっこ広場
多目的運動広場、富士見台・六角堂、フットサル施設

(6) 公園種別

風致公園

(7) 開園時間

公園 365日24時間開放

公園管理事務所 9:00~17:00

(8) 指定管理者

新宿中央公園パークアップ共同体

(9) 指定管理期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(10) 管理運営業務の概要

①基本管理業務

巡視・点検、違法行為や不適切利用の注意・指導、利用者対応、庶務等

②維持管理業務

清掃、除草、植栽・施設・建物・設備の維持管理

③運営管理業務

公園運営の計画立案及び実施、情報発信、関係機関や関係団体との連絡調整、
イベントの企画運営等

3 評価の概要

評価は、「新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

(1) 評価者

新宿中央公園指定管理者評価委員会

(2) 評価委員会の構成

6名（外部有識者委員 5名、区職員 1名）

(3) 評価委員

熊谷 洋一（東京大学名誉教授・新宿区みどりの推進審議会会長・委員長）

金子 忠一（東京農業大学教授）

山田 幸平（公認会計士）

加納 明夫（社会保険労務士）

八木 秀夫（西新宿町会連合会会長）

野崎 清次（みどり土木部長）

(4) 評価項目

①公園の管理運営に関すること

②関連事業に関すること

③収支状況に関すること

(5) 評価対象資料

指定管理者から提出された平成26年度事業報告書等の関連資料をもとに、評価委員会当日の指定管理者からの事業説明及びヒアリングにより、評価を行いました。

(6) 評価方法

下記について、それぞれA（優とする）、B（良とする）、C（可とする）又はD（不可とする）の評価を行いました。

①委員評価

各評価委員が、評価項目ごとにその判定基準に従って、個別評価、評価項目別評価及び総合評価を行いました。

②委員会評価

評価委員会が、委員評価を基に、合議により、評価項目別評価及び総合評価を行いました。

別表 評価項目及び判定基準

評価項目	評価細目	判定基準
1 公園の 管理運営 に関する こと	(1) 管理全般	業務に応じた適切な人員配置ができたか。
		利用者が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設管理が適切になされていたか。
		緊急事態への対応が適切になされていたか、また緊急事態に対する訓練が適切に行われていたか。
		来園者への接遇、サービス向上のため努力したか。
		個人情報保護及び情報公開に関する対応は適切だったか。
		様々な団体と連携した管理運営を図ることができたか。
	(2) 労働環境	職員の労働環境は適正であるか。
		職員研修は計画的に実施されたか。
2 関連事業 に関する こと	(1) 事業運営	各事業は、当初の計画に対して不足なく実施できたか。
		公園利用者の意見等を把握できる配慮を行っているか。
		不法行為や不適切利用に対する対応及び対策への取り組みは適切だったか。
	(2) 自主事業	公園利用者へのサービス向上に繋がる自主事業の運営を行うことができたか。
	(3) 利用促進	公園利用者を増やす努力は行ったか。
		公園の利用に関する情報の収集・発信に努めたか。
3 収支状況 に関する こと	(1) 収支状況	運営費、管理経費、事業費のそれぞれについて、用途は明確で適正に支出したか。
		収入・支出について、帳簿に適切に記帳し管理していたか。
		現金、金券等は適切に管理されていたか。
	(2) 備品管理	備品の管理は適切に行われていたか。

4 評価結果（委員会評価）

新宿中央公園指定管理者評価委員会による評価結果（委員会評価）

評価項目	評価
① 公園の管理運営に関すること	B
② 関連事業に関すること	B
③ 収支状況に関すること	C
総合評価	B

評価基準 A：優とする B：良とする C：可とする（標準） D：不可とする
（Cを標準として、Bは特に良い、Aは非常に良いという考え方で評価した。）

（1）各評価項目について

①公園の管理運営に関すること

- 基本協定書及び事業計画書に基づき、概ね適切に実施している。
- 安全講習等はよくやっている。
- 備品の管理をさらに徹底させること。

②関連事業に関すること

- 積極的な自主事業の実施により、新宿中央公園に賑わいをもたらしたことは評価できる。

③収支状況に関すること

- 概ね適正に管理されている。

（2）総合評価意見

- 概ね適正に管理運営を行っている。
- 自主事業を含め、いろいろな試みを行っており、公園の楽しみ方が多様化している。

参考資料 1

新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱

平成 26 年 12 月 19 日

26 新みみ管第 1534 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿中央公園の指定管理者が実施する管理運営業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 区長は、指定管理者が行う新宿中央公園の管理運営業務に関する評価（以下、「評価」という。）を行うため、新宿中央公園指定管理者評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって終了する。

(組織)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱し又は任命する下記の委員をもって組織する。

(1) 指定管理期間最終年度 外部有識者委員 4 名以上、内部委員 1 名

(2) その他の年度 外部有識者委員 1 名以上、内部委員 4 名

2 前項第 1 号の内部委員はみどり土木部長、第 2 号の内部委員はみどり土木部長、みどり土木部土木管理課長、地域文化部角筈特別出張所長及び環境清掃部環境対策課長とする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から評価の終了までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は区長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 委員会は、別に定める評価基準により、指定管理者が実施する管理運営業務に係る事業を評価するものとする。

2 委員会は、前項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(報告)

第7条 委員会は、評価報告書を作成し、評価結果を区長に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、みどり土木部みどり公園課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年12月19日みどり土木部長決定)

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

参考資料 2

新宿中央公園指定管理者評価委員会の開催実績

- 1 開催日時 平成 27 年 7 月 28 日（火）
午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 会 場 新宿区立環境学習情報センター 2 階研修室
- 3 出席者 6 名
(外部有識者委員 5 名、内部委員 1 名)
- 4 議 事 (1) 指定管理者による事業報告書の説明
(2) 指定管理者に対するヒアリング
(3) 評価シートの記入（委員評価）
(4) 評価内容の審議（委員会評価）

平成 26 年度新宿中央公園指定管理業務実績概要

(1) 業務実績

業務内容		協定内容	特筆すべき実績
基本管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視・点検 ・ 園内パトロール (12 回以上/日) ・ 違法行為や不適切利用の注意・指導 ・ 利用者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 区と連携した園内居住者への対応 ・ モバイルご意見箱の設置
維持管理業務	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地清掃 ・ 除草 ・ 便所清掃 ・ 建物の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 園内トイレの利用状況に応じた追加清掃の実施 ・ 施設 (階段等) の高圧洗浄の実施
	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高木管理 (剪定等) ・ 中低木管理 (剪定等) ・ 植込地管理 (刈込等) ・ 草花管理 (植込、灌水等) ・ 草地管理 (芝刈) ・ バラ管理 (摘蕾、摘実、施肥等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 芝生広場の重点的管理 (樹木の整理含む) ・ 台風、大雪等の被害木の処理
	施設の修繕及び改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の発意により行う施設等の改良・補修 ・ 経年劣化等による施設・設備の維持補修 (1 件 100 万円未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕及び改修工事 (40 件) (芝生広場周辺ベンチ改修、パーゴラ補修、新宿ナイアガラの滝滅菌器設置等)
運営管理業務	運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園サポーターの活動支援 ・ 情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ サポーター花壇の整備 ・ 多言語パンフレット作成 (英・中・韓) 及び近隣施設への配布

	指定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャブジャブ池の開設 (夏期 60 日間) ・夏及び春まつりの開催 ・新宿ナイアガラの滝ライトアップ ・地域行事への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定どおり実施 ・ジャブジャブ池の開設 (7月 10日～ 9月 7日) ・夏まつり (8月 23日・24日)、 春まつり (3月 21日) ・新宿ナイアガラの滝ライトアップ 及びイルミネーション (12月 13日 ～25日)
	自主事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ピクニックランチ (4/1～5/30) 及びイブニングバー (7/14～9/5) の開催 ・ノルディックウォーキング講習会 (年 9 回) ・Tokyo outside Festival の開催 (3月 28日・29日)

(2) 収支状況

①収入

項目	金額 (円)
指定管理料	172,695,000
自主事業収益還元	4,909,996
収入合計	177,604,998

②支出

項目	金額 (円)	備考
人件費	43,383,068	職員給与、法定福利費、福利厚生費他
消耗品費	3,414,868	
印刷製本費	1,060,100	多言語パンフレット作成等
通信運搬費	852,994	
燃料費・光熱水費	13,232,142	
修繕費	6,929,469	園内舗装補修工事、遊具修繕工事他
使用料及び賃借料	2,323,545	車輛、PC等リース
委託料	75,575,538	警備、清掃、植物管理等
諸税	2,960,266	
施設管理費	7,017,471	施設維持関連費用
事業運営費	20,855,537	指定事業関連費用、ホームページ製作他
支出合計	177,604,998	